

障がい者福祉施設従事者等による

『障がい者虐待』を
起こさないために

厚生労働省が、

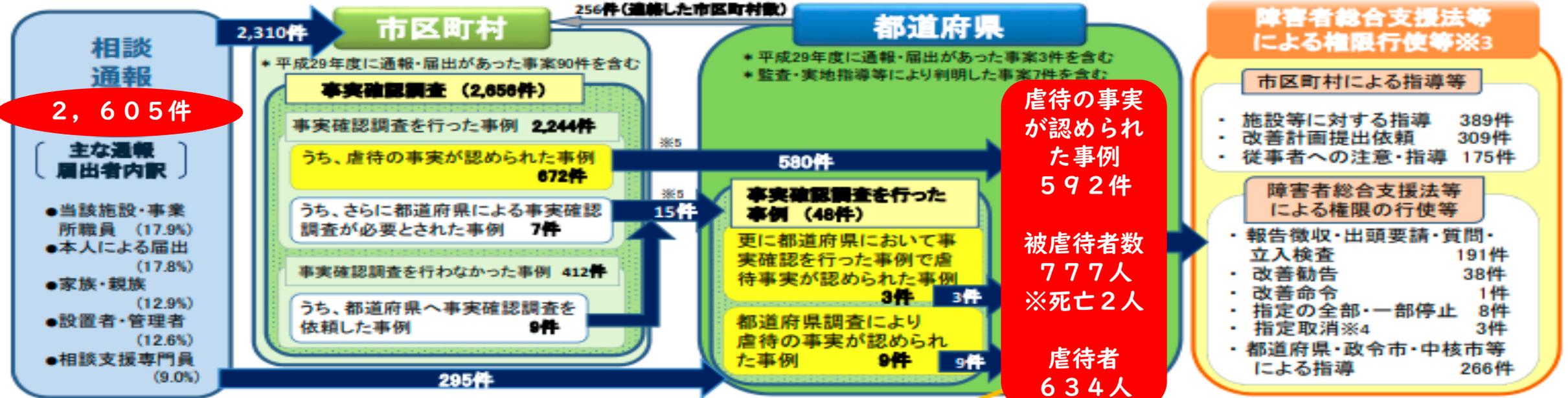
障がい福祉施設・事業所の指定基準の
変更を決定

障がい者福祉施設従事者等による

利用者への虐待が**増加傾向**

平成30年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

参考資料4



虐待者(634人)

- 性別
男性(70.5%)、女性(29.5%)
- 年齢
60歳以上(18.5%)、50～59歳(17.5%)
40～49歳(15.3%)
- 職種
生活支援員(42.3%)、
その他従事者(10.3%)、
管理者(9.5%)、世話人(7.1%)、
サービス管理責任者(4.9%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
知的障害	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般福祉支援事業所及び特定福祉支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	582	100.0%

被虐待者(777人)

- 性別
男性(65.6%)、女性(34.4%)
- 年齢
20～29歳(18.8%)、40～49歳(18.1%)
～19歳(18.0%)、30～39歳(14.5%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

- 障害支援区分のある者 (67.1%)
- 行動障害がある者 (32.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く540件が対象。
 ※3 平成30年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

厚生労働省は、障がい福祉施設・事業所の指定基準の変更を決定

* 虐待防止等のための責任者の設置と従事者への研修実施
努力義務→義務化

* 虐待防止委員会の設置

2021年は努力義務、

2022年4月からすべての施設・事業所で義務とする方針

身体拘束の「緊急やむを得ない場合」

正当な理由なく身体拘束を行うことは虐待に当たりますが、「緊急やむを得ない場合」として、次の3要件を満たしていること、かつ3つの手続きがなされている場合は虐待に当たりません

緊急やむを得ない場合の3要件

- ① 切迫性 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性 身体拘束以外に代替手段がないこと
- ③ 一時性 身体拘束は一時的なものであること

必要とされる3つの手続き

- ① 身体拘束の必要性について、組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人や家族への十分な説明と同意
- ③ 必要な事項の記録

身体拘束廃止未実施減算 5単位／日

減算の算定要件

下記のいずれか1つでも満たせない場合

1. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
2. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)
3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)
4. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)

障がい者福祉施設従事者等 による障害者虐待事例



その前に!!

『障がい者虐待』

について簡単におさらいしましょう



『障がい者虐待防止法』とは

～障がい者の尊厳を守り虐待を防ぐための法律～

- 障がい者の身の回りの世話や金銭管理等をしている家族や親族、同居人などによる虐待のこと

養護者による
障がい者虐待



- 障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所等で働いている職員による虐待

障がい者福祉施設
従事者等による
障がい者虐待



- 障がい者を雇用している事業主による虐待

使用者による
障がい者虐待



注)障がい児入所施設の入所児童に対する虐待については児童福祉法が適用

障がい者虐待の類型

身体的虐待

- 身体に傷やあざ、痛みを与えること
- 身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって動きを制限すること

性的虐待

- わいせつなことをすること、させること

心理的虐待

- 脅したり、侮辱するような言葉や態度で、精神的に苦痛を与えること

放棄・放置 (ネグレクト)

- 食事や排せつ、入浴、洗濯などの世話や介助をしない、長時間の放置など、養護を著しく怠ること

経済的虐待

- 不当な財産の処分、不当に障がい者から財産上の利益を得ること

障がい者福祉施設従事者等 による障害者虐待事例



事例1

他害行為の反省が見られないため、罰を与え放置したケース

事業所種別:就労継続支援B型

被害者:30歳代男性

障害の状況:知的障がい・行動障がい

特性:行動のコントロールがむずかしい・コミュニケーションが取りにくい

生活支援員が被害者の他害行為を発見し、注意したが反省が見られないため、罰として本人だけを別室に隔離し鍵を閉めて閉じ込めた。

その後、生活支援員は他の業務にとりかかり、被害者を閉じ込めたことを忘れ、10分程度放置してしまうが、他の職員が別室から物音がするのを発見し、被害者を解放した。

放置による心理的影響を勘案し、

「身体的虐待」 「心理的虐待」 いずれにも認定

事例2

適切な療育の一環という認識で、虐待行為があったケース

事業所種別：放課後等デイサービス

被害者：小学校低学年
障害の状況：発達障がい
特性：感覚過敏

保育士主導で感覚過敏の矯正の一環として、利用児童の身体に粘着テープを二重に巻く。テープは、身体の動きを一部制限するが、全く身動きが取れなくなるものではなかった。

※行為を疑問視する職員はいたが、勤続年数の永い保育士に意見を言えなかった。

→利用児童が「保育士に粘着テープでぐるぐる巻きにされる」と通所を嫌がっていると母親から市役所に相談が入る

当該行為に怯える利用児童もいたことから、

「心理的虐待」と認定

事例3

マッサージと称して不適切な身体接触を行ったケース

事業所種別:就労移行支援

被害者:40歳代女性
障害の状況:精神障がい

生活支援員が、被害者から明確な同意を得ずに肩・背中・ふくらはぎをマッサージと称して揉んだ。

嫌な思いをした被害者が管理者に相談を行うも、生活支援員に対して適切な指導を行わず、2回目の行為が行われた。

→被害者が知人に相談し、通報に至る。

被害者の同意を得ず、理由もなく不必要に体に触ったものであり、

「性的虐待」に認定

散歩中の様子を見た市民からの通報があったケース

事業所種別:生活介護

被害者:30歳代男性

障害の状況:知的障がい 自閉症 強度行動障がい

通報者:通りがかりの市民

通報内容

「障がい者が、職員とみられる人から突き飛ばされる・威圧的に追いかけられる・服を掴まれるなどの行為を受けていて、職員は乱暴な言葉使いでキョロキョロと周りを伺い不審な行動をしている」

【事実確認を行ったその状況】

突き飛ばす → 背中から本人を支え、移動する方向を促しながら対応。突き飛ばすほど強くは押していないが、安全な環境では本人と距離を開け背中を押すことはあるので、そうみられたのかもしれない。

服を掴む → 本人の体質で、腕などを持つと痣になりやすいため、接触を避ける場合や移動する方向に促す場合は服を掴んで支えていた。

キョロキョロと辺りを伺う → 職員は、本人が車や興味を示すものに接触し、事故などに合わないように常に首を振って見回しながら歩いていた



サービス事業所は、『歩くのが好き』との本人の想いに沿い、障がい特性に配慮しながら広い公園で好きなように歩けるよう支援を行っている

【聞き取りを行った上で抽出された支援時の課題】

- 飛び出し行為など予測不可能な行動をとることが多く、周囲と接触(人・自転車等)しないよう配慮が必要
- 若く動作スピードが速いため、対応できるスタッフが少ない
- 上記のとおり、常に緊張が張り詰めた支援状況で、支援者はとっさ時に「そっちはダメ」「あっちに行くよ」など指示的な言葉が多くなってしまう

通報された内容は、本人の特性を考慮した必要な支援及び取組の一部を断片的に見た結果であり、

「虐待なし」と認定

要するスキルアップ

- ・身体を支え方、誘導、移動の仕方など支援力の強化
- ・事前の予測と先回りした余裕の対応

虐待防止委員会とは？

- * 虐待防止のための研修企画、開催
- * 職場環境の改善などへの取り組み
- * 虐待が疑われる案件が発生した際は
検証し再発防止策を検討



虐待防止委員会概念図

虐待防止委員会

委員長（責任者）：管理者

委員：虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等）

看護師・事務長

利用者や家族の代表者

苦情解決第三者委員 など

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ヒヤリハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ヒヤリハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ヒヤリハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

虐待防止委員会の役割

1 虐待防止のための体制づくり

ツールの整備：虐待防止マニュアル・チェックリスト・
掲示物・外部者の声を聴く体制等

2 研修計画の策定

3 虐待防止のチェックとモニタリング

チェックリストの結果・分析、個々の課題等を
虐待防止マネジャーが委員会に報告

4 虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括

改善計画・研修計画

虐待防止マネジャーの役割

- 虐待防止委員会と各部署のパイプ役
- チェックリストの実施・集計・分析
- 行動計画の実施
- モニタリング：ヒヤリハット事例分析
- 虐待防止委員会へ報告（PDCAサイクル）
-
-



職員への周知・浸透

チェックリストを
行ってみましょう！



1	利用者への体罰など	あ る	な い
①	殴る、ける、その他けがをさせるような行為を行ったことがある	☐	☐
②	身体拘束や長時間正座・直立等の肉体的苦痛を与えたことがある	☐	☐
③	食事を抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある	☐	☐
④	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離したことがある	☐	☐
⑤	利用者に対する他の職員の体罰を容認したことがある	☐	☐

2	利用者への差別	あ る	な い
①	子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある	☐	☐
②	障害の程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある	☐	☐
③	障害により克服困難なことを本人の責めに帰すような発言をしたことがある	☐	☐
④	言葉や歩き方等の真似をしたことがある	☐	☐
⑤	行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある	☐	☐

3	利用者に対するプライバシーの侵害	あ る	な い
①	業務上知りえた利用者個人の情報を他に漏らしたことがある	☐	☐
②	利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品を確認したことがある	☐	☐
③	利用者の了解を得ずに居室、寝室に入ったことがある	☐	☐
④	男性職員が女性利用者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある	☐	☐
⑤	本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある	☐	☐

4	利用者の人格無視	あ る	な い
①	呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で読んだことがある	☐	☐
②	威圧的な態度や命令口調で話したことがある	☐	☐
③	利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある	☐	☐
④	長時間待たせたり、放置したりしたことがある	☐	☐
⑤	担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある	☐	☐
⑥	まだ、十分にトイレで対応できる利用者にもオムツ対応したことがある	☐	☐

日頃の対応を
振り返ってみよう



5	利用者への強要制限	あ る	な い
①	利用者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある	☐	☐
②	作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある	☐	☐
③	嫌悪感を抱かせるような作業・訓練等を強要したことがある	☐	☐
④	日用品の購入を制限したことがある	☐	☐
⑤	無理やり食べ物や飲み物を口に入れたことがある	☐	☐
⑥	自由な帰省、面会、外出を一方向的に制限したことがある	☐	☐

チェックリストを付けた
率直な感想を近くの人と
共有しましょう。



障がい者施設従事者による
虐待はなぜ発生するのか？



教育・知識・介護
技術に関する問題

倫理観や
理念の欠如

職員のストレスや
感情コントロール
の問題

虐待を助長する
組織風土や
職員間の関係性
の悪さ

個人としての対策

1. 利用者に合わせた支援のための知識、スキルの習得
2. 自分自身の怒りのスタイルを把握しコントロールする

①スケールテクニック

自分の怒りが今どこにあるのかを計り、点数をつける

自分がその状態にいる時は、どう対処すればよいかを準備しておく

②カウントバック

怒りをワンテンポ遅らせる技術 瞬間的に怒りそうになったら、「100、97、94、91・・・」と心の中で暗算する

③コーピングマントラ

怒った時、ワッとそれが表に出てしまうと、相手を攻撃したり、否定したりする強い言葉になる

反射的に言葉を封じ込めるために、言葉のサイン（呪文）で自分自身に言い聞かせ、怒りをワンテンポ遅らせる

④場の移動

怒りそうになったら、さっとその場を移り、深呼吸をする 怒りの相手から離れることで心が落ち着きます

どんな対策をすべきか？



組織としての対策

どんな対策をすべきか？



1. 運営体制の工夫による虐待の防止

①虐待防止チェックリストの活用

チェックリストを活用し、虐待防止委員会等を通じて内容を分析して虐待防止に努める

②倫理文書の作成と職員への徹底

虐待をする職員は倫理観や理念が欠如しているとの指摘に基づき、施設内で倫理及び理念の文書を作成し職員に周知する

③聞き取り調査・アンケートによる虐待防止のための課題把握やそれに対する利用者及び職員の意見を反映させる

④ヒヤリハット・事故報告の活用

2. 年に一度は障がい者虐待防止のための研修の開催、そして職員の受講の推進

3. 虐待を起こしにくい環境整備

虐待防止委員会の設置

2021年は努力義務、

2022年4月からすべての施設・事業所で義務とする方針



準備は出来て
いますか？

虐待防止委員会の役割

- 1 虐待防止のための体制づくり
ツールの整備：虐待防止マニュアル・チェックリスト・
掲示物・外部者の声を聴く体制等
- 2 研修計画の策定
- 3 虐待防止のチェックとモニタリング
チェックリストの結果・分析、個々の課題等を
虐待防止マネジャーが委員会に報告
- 4 虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括
改善計画・研修計画

一緒に取り組みましょう

